

## 司会（加藤）

それでは最後にご講演いただきますのは、同済大学副学長である李 国強様でございます。演題は「質意識の確立と外部の質監督及び内部の質保証への取組み」です。

李様は同済大学において工学博士を取得されました。1991年に母校である同済大学の教員に着任され、教授、学科主任等を経て、1999年同大学の副学長に就任されました。また、同大学の教務委員会では副委員長として、大学内部の教育の質の管理及び質保証の策定などに関わっておられます。また、教育部高等教育教学評価センターの大学評価の評価委員として、実際の評価事業にも携わっていらっしゃいます。それでは、李様、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 李

木村機構長、李 東翔公使参事官、並びにご来賓の皆様、このたびは皆様に同済大学についてご紹介する機会を得ることができ、大変光栄に存じます。私はこれから3つの分野に分けて話をしたいと思います。第一に我が校の基本的情報について、第二に我が校における大学教学の質保証のための内部システムについて、第三に教育部の大学教学評価業務が我が校の教学の質に及ぼした影響についてです。

### 【スライド1】

最初に我が校の基本的な情報をご紹介します。同済大学は1907年にドイツ人医師によって医学院として創立されました。「同済」はドイツ語の「Deutsch」に由来しており、「Deutsch」は中国語の「同済」（心を合わせて助け合う）を意味します。

同済大学は、現在教育部に直属する重点大学で、理学、工学、医学、文学、法学、哲学、経済、経営、教育の9つの学部学科を含む研究型総合大学であり、キャンパスは5か所あります。

### 【スライド2】

この図は我が校の上海市における配置構成図です。市中心部に位置する四平路キャンパスは、同済大学で最も古いキャンパスで、占有面積は約89万3千㎡あります。他にもいくつかの小規模なキャンパスがあります。嘉定キャンパスは新しいキャンパスで、占有面積は約100万㎡あります。同済大学の運営は主に四平路キャンパスと嘉定キャンパスに集中しています。両者の距離は約40kmです。

### 【スライド3】

続いていくつかのデータを紹介します。現在、我が校の在籍学生数は5万人で、これには各種の学生が含まれています。そのうち、全日制の学部生は22,000名、修士課程の大学院生は12,000名、博士課程の大学院生は3,000名ほどおります。また、留学生は1,500名で、欧米、日本、韓国、ベトナム、マレーシアなどの国々から来ています。その他、高等職業教育学生

や継続教育学生もいます。教員数は約5,000名で、そのうち専任教員は約2,600名です。

#### 【スライド4】

我が校は研究型の大学であり、学部生、修士課程大学院生及び博士課程大学院生の育成以外に、科学研究なども重要な業務のひとつとなっています。我が校は2005年に科学研究費として各ルートから合わせて約10億人民元をいただきました。これらの経費は政府や政府が設立した科学基金から捻出され、研究プロジェクトに投資されています。

我が校は運営面において5つの優位性がありますが、その中でも、特に2つの特色ある、際立った優位性をご紹介したいと思います。ひとつは学科面での優位性、もうひとつは国際交流への貢献という優位性です。学科面での優位性として、我が校が有する建築、土木、海洋、環境、車両、交通などの学科は特に優秀で、国内ではトップクラスであり、国際的にも先進的であるといえます。

#### 【スライド5、6】

例えば、我が校は長江の水環境問題に取り組んでいます。また、皆様の中にこの上海大劇場を訪れたことがある方がいらっしゃるかもしれませんが、これは同済大学で長年指導している教授が建築に参加した建物です。これは我が校の教授が参加した北極調査の様子です。そしてこれはガソリンを使用せずに新エネルギーを利用した車の国際的なカーレースの様子です。我が校は今述べた分野において多大な功績を上げています。また、この橋は長江の河口に架かる大橋です。こちらも同じく長江に架かる大橋で、全長は約2,000mに達します。

#### 【スライド7、8】

同済大学は、国際交流の面において日本、米国、アジア諸国など多くの国々と協力していますが、特に欧州の国々と密接な提携を行っています。こちらはドイツ前首相のシュレーダー氏ですが、氏は我が校の名誉博士の学位を持っています。これはイタリア前首相プローディ氏が同済大学中医学院の創立式典に参加された時の様子です。これは、国連が同済大学内に設立した環境分野における学院の式典に、国連副事務総長が参加された時の様子です。同学院は世界各国で環境分野に従事する職員を育成するために設立されました。これはフランスのシラク大統領が同済大学中仏センターの創立式典に参加された時の様子です。これも教育科学研究のプロジェクトのひとつです。

#### 【スライド9】

同済大学には、学部専門学科が82学科、修士課程つまり同済大学が修士学位を授与する専門分野が209課程、また、先ほど任副課長が紹介された修士専門職学位課程が8課程あります。さらに78の博士課程もあります。

#### 【スライド10】

次に、大学教育の質保証のための業務についてご説明します。以前私たちは教学の質の面で、主に教学プロセスの管理に重点を置いていました。教学プロセスとは、学生の募集から

入学、講義に至るまで、教員による講義、試験等です。しかし、これらの教学プロセスだけではまだまだ不足であり、学生の育成の質も保証する必要があります。

質保証には4つの分野が含まれなければならないと考えます。第一に、教学の質における目標を確立することです。大学の方向性に応じて教学の質における目標を立てる必要があります。異なった質目標には、その目標を達成するための努力もそれぞれ異なるため、質保証のためのシステムに組み込まれるべきなのです。第二に、目標に応じて、それを達成させる教学資源を確保することです。資源には教員、実験設備、教学経費などが含まれます。これらについては後ほど詳しく説明します。

さらに質に対する監督も必要です。教学施策を分析することにより、目標、資源、教学プロセスに関する管理の妥当性を判断します。4つの分野をひとつの体系として構築することにより、大学の教学の質保証業務を円滑に遂行することができるのです。

#### 【スライド11】

私たちは、2004年から完全な学部教学質保証システムの構築を開始しました。このシステムの他に、質保証システムの要綱、基準、枠組みなど、システムの運用における具体的な流れを解説した一連の文書も備えています。また、各学院は大学の要求に合わせて独自の枠組みやフローチャートを定めなければなりません。

#### 【スライド12】

同済大学の質の基準要綱についてですが、そもそも学部教学の質の基準とは何でしょうか。基準には人材育成における質の目標や、知識、能力、または人格などに関する目標が含まれます。そして、質の基準を明確にした上で管理基準を定めなければなりません。管理基準は人材育成の質に関係する各要素と密接な関係があります。育成の全プロセスをコントロールするためには具体的な対策と要求を準備しなければなりません。同済大学では、この基準に関連し重要な要素となる質の基準と管理基準などを作成しています。

この4つの分野に含まれるのは、目標、資源管理、教学プロセス管理、そして教学の質的コントロールであり、質保証システム要綱における最も重要な要素となります。もちろんそれぞれの分野にはさらに詳細な内容が含まれています。

#### 【スライド13】

この図は質保証システムにおける全体的な枠組みを示しています。まず、組織体系において大学教務委員会が存在します。同委員会は大学教学業務における最高機関であり、学長の管轄下にあります。質管理事務室は大学教務委員会の事務的機構であり、教務所などの管理部門からは独立しています。大学教務委員会においては、その他の職責を別々の責任者に負わせます。学長は、教学の質や目標の管理に対する責任があります。教学の資源管理については、人事面、教員面、財務面、設備面などを管轄する副学長が責任者となっています。教学プロセスにおいては、教学を担当する副学長が責任者となります。教学の質的コントロー

ルにおいては、学長によって招へいされた経験豊富な専門家が責任者となります。

#### 【スライド14】

質の目標及び管理に関する業務には具体的に何が含まれているのでしょうか。そこには、位置づけ、質目標、専門科目の設置、職責権限等の相互協調などが含まれています。また、管理部門、人事部門、教務部門などに対する評価も行い、当然教学に対する評価も含まれます。これらが大学内部における評価となります。

#### 【スライド15】

教学資源の管理には何が含まれているのでしょうか。まずは人的資源、これは教員、教授のことを指しますが、教授陣は教学目標に適応しているかどうか。また教学経費は十分かどうか。他には主に教育用器具や実験室などを指す設備や、または教室、運動場、図書館などを指す教学基盤も含まれます。もちろん教学改革に対する研究、特に研究経費も教学資源管理の項目に含まれます。

#### 【スライド16】

教学プロセスの管理には何が含まれているのでしょうか。最も重要なこととして、専門的な育成計画を含んだ学生の育成計画の制定や学生の募集があります。また、学生が4年間にわたって大学で受ける授業、試験、課程なども関係しています。さらに教学に関する文書の管理も含まれます。

#### 【スライド17、18】

質保証システムにおける残るひとつの分野は教学の質的コントロールです。質的コントロールは、学長によって招へいされた経験豊富な上級教授が行います。具体的には、先ほど説明した質管理事務室によってコントロールを行い、また、分析や、改善案の提起が行われます。つまり、同事務室はこのフローを全部コントロールしています。このコントロールは大変重要であるといえます。どのような方法でこれらをコントロールするのか、それが評価という方法です。例えば、同事務室はある専攻に対して全面的な評価を行うことができます。また、同事務室は、財務部門、人事部門等の管理機構に対しても評価を実施します。

同事務室の評価結果に基づき、私たちは教学の質を知ることができます。目標は適切か。学生の育成という目的に合っているか。当初定めた目標と一致しているか。社会や国家が私たちに求めている要求と一致しているか。また、教学資源に問題はないか。教員に問題はないか。教学経費、実験設備、その他の運営面で必要な資源は十分に備えられているか。教学プロセスにおける課程、試験、講義に問題はないか。このように、質的コントロールによって問題点が明らかになり、担当の責任者、即ち目標の責任者、資源の責任者、教育プロセスにおける責任者に反映することができるのです。

#### 【スライド21】

先ほど述べた質的コントロールは非常に重要です。私たちは4つの方法でコントロールを

行っています。1つ目は日常的な監督です。この監督には、我々が招へいた経験豊富な教授が行う無作為による授業見学が含まれ、教授は随時意見や提案をしてくれます。2つ目は特定箇所の監督、つまり特別な監督や検査などです。3つ目は定期的な監督です。これは後ほど要点をご説明します。最後に社会による監督があります。社会には教員や学生も含まれており、彼らは我々の教学状況に対して自由に意見を述べることができます。

#### 【スライド22】

日常的な監督についてさらにご説明します。各学院や教務部門、人事部門、財務部門などの管理部門には質管理員が置かれ、この質管理員が日常的な監督を担当しています。もちろん専門家グループも存在しており、専門家グループには抽出検査を随時実施するための権限が与えられています。先ほど述べた授業見学もその業務の一部で、試験の答案用紙を抽出検査することもできます。以上が日常的な監督です。

#### 【スライド23】

特定箇所の監督、つまり特別な監督や検査は、質管理事務室によって実施されます。同事務室は専門家を組織し、教学ファイルなどの特別業務に対する検査を実施しています。我が校においては、このような質保証システムは、特定箇所の監督の実施から始まりました。2005年には、教学ファイル、教学実験、新しい専門科目、卒業研究及び卒業論文の抽出検査、試験答案、実習などについて検査を行いました。これらが特定箇所の監督です。

#### 【スライド24】

定期的な監督について、私たちは2つの側面から定期的かつ全面的検査を実施しています。この2つの側面とは何かと言うと、第一の側面は、大学傘下の学院や学部の大学教学業務に対する全面的な検査の実施です。これはいわゆる校内評価で、我が校では1998年にこの評価を初めて実施して以来、4年に一度実施しており、2002年が2回目、2006年が3回目でした。

定期的かつ全面的な検査の第二の側面は、大学の管理業務機構に対する評価の実施です。管理業務機構とは大学内の管理部門を指し、先ほど述べたように教務部門、人事部門、財務部門、実験設備部門などが含まれ、これらの関係部門に対し評価を実施しています。教員陣、教学経費、実験設備などの状況が同済大学の学生の育成に関する質の目標を達成する上で十分かどうか、要求を満足しうるかどうかを評価します。これらが定期的な監督で、今後も4年に一度の頻度で実施していきます。

最後に社会による監督です。先ほど述べたように、学生と教員は誰でも、ネットワークを通じて監督に参加することができます。

#### 【スライド25】

これは同済大学で行った第3回学院（学科）評価です。大学運営の指導方針、教員組織、教学条件、専門科目の設置、校風、教学効果等の面で評価を行いました。

#### 【スライド26】

これは第1回マネジメントレビューです。各機能部門の目標と職責、教学資源管理の状況、教学プロセス管理の状況などの面で評価を行いました。

#### 【スライド27～30】

次に、教育部による我が校に対する評価についてご説明します。これにはどのような効果があるのでしょうか。

同済大学では、来年11月に教育部の高等教育教学評価センターによる学部教学業務水準評価が始まることになっており、いくつかの効果がもたらされることを期待しています。第一に、評価によって管理の規則化が促進されることです。先ほど紹介した質保証システムそのものが教育部による評価に合わせて構築されました。教育部の評価基準を大学内部の質保証システムに組み込んでおり、内部評価ができるようになってきていることから、教育部による外部評価もシステムの一部であるといえます。また、教育部の評価により教学インフラストラクチャーを改善することができます。弱い部分を発見し改善することができるというわけです。

教育部による評価がもたらす効果のひとつとして、内部評価業務や特定箇所の監督が徹底される点があります。同済大学では卒業後の設計や実習などにも力を入れています。先ほど述べた定期的な評価、学院（学科）に対する評価、管理部門に対する評価などの業務も校内管理を促進するための業務であるといえます。これらの評価を通じて問題を明らかにし、教学インフラやキャンパス環境の改善も含めて、改善を図ることができます。

#### 【スライド31、32】

また、教育部が今後我が校を評価することによって、3つの分野で同済大学に利益をもたらさだろうと確信しています。第一に、学部教学に対する学院、機能部門、大学を含む各レベルの指導者及び教員の重視を促進するでしょう。現在、我々の質保証システムでは、校長をはじめ各副校長全員が一定の責任を担っています。第二に、管理制度のさらなる改善を促進するでしょう。さらに、教学基盤の確立や学部教学に対する指導者及び教員の重視も促進するでしょう。先ほど述べたように、誰が責任者であるかを明確化させており、教員の責任も明白になっています。

#### 【スライド33】

ここで、教学インフラの建設の促進作用に関するデータを見ていきましょう。内部評価を通じて分かったことは、私たちにはある条件が不足していたということです。例えば、教学関係の専門実験室については、ここ2年の間に、学校が4,700万円を投じて建設を進めました。この他、学生のための創造実践活動拠点の建設があります。これは、実際に学生が主体的に創造活動を行うための実験室で、4,000万円を投資しています。また、この2年間で、カリキュラム開設に600万円を投資しました。

#### 【スライド34～40】

こちらが、私たちが建設した学生のための創造学習拠点なのですが、これがどういうものかといいますと、主に学生にある種のスペース及び施設を提供するものであると同時に、学院の教員に対し学生への適切な指導を求めるものでもあります。

例えば、我が校にはデザイン科の創造拠点がありますが、学生は、ここでカリキュラム学習を生かした創造性ある作業ができます。また建築学科の学生の話为例にとりますと、これは上海近郊の同里にある古い建築ですが、私たちは現地政府と提携し、こうした建物を学生のための創造拠点として設立することにより、学生が、現地政府の古い建築の測量製図及び修復事業をサポートすることが可能となっています。さらに、陶芸工作室も設置され、芸術関係学部の学生及び参加を希望する学生がここに来て、作品の制作にあたることもできます。

こちらを見てください。これは学生が制作した橋梁の模型です。これは私たちが設立した学生のための創造拠点において作られた橋の模型なのです。

#### 【スライド41】

それでは、最後になりましたが、教育部からいただいた評価により、我が校の管理制度は飛躍的に改善されました。同様に、大学の諸制度に関しても、この評価業務により完成したものが数多くあります。例えば、現在我が校では、創造的革新的人材の育成に努めており、学生の創造革新能力に関して相応の政策を実施しています。その他、学院の教学の基本的状況に対しても基礎的な考査計画があります。さらに、教員陣もしくは学部教学業務を強化するために制定された教員業務に対する管理条例や、専門科目の設置建設に関する一部規定なども、すべて教育部の評価により完成できたものです。

#### 【スライド42】

ここまでを振り返り、私たちが大きな意義を感じていることはマネジメント方式に関するであります。現在、学内に専門的に設けられた機関が、大学内に設置される各学院の全体業績の評価を行っています。この業績評価の目的は、我が校に全20数個ある各学院の発展目標と、学校全体の目標が一致しているか否か、あるいは双方の目標に隔たりがないか否かをチェックすることです。学院間でヨコの比較ができますし、学院内では学院自身とのタテの比較もできるため、以前との比較を通じて改善が見られたかどうか分かります。したがって、私たちは、この事業はやはり意義深いものであったと感じていますし、これもひとつのマネジメントだと考えています。

#### 【スライド43】

業績評価において評価の対象となるのは、これから述べる4つの視点です。1つ目は教学業務です。2つ目が学科の設置、これは主に大学院生の養成を含みます。そして科学研究、これは一種の社会サービスです。最後は国際交流です。

#### 【スライド44】

これらの視点には、評価のウェイトがそれぞれ決まっています。現在、学院の全体業務の評価において、教学業務は30%のウェイトを占め、学科の設置は30%、科学技術サービスは30%、国際交流は10%を占めています。

#### 【スライド45～48】

私たちは、同済大学の運営の質に関する白書を毎年出版していますが、これは、全校の各学院について、先に述べた4つの視点の総合評価をデータ化し、指標を与えるものです。我が校には20数校の学院があることを述べましたが、全体的にこの4つの視点の業務を数値化し、国際交流、科学技術サービス、学科の設置、教学業務の総得点に基づき総合ランキングを出します。

その結果、いい学院とそうでない学院が存在することが分かってきます。しかし、我が校には学院の規模が大きいものも小さいものもあって一定でないことを理由に、この総合ランキングが不合理だと考える人もいます。そこで、平均法を採用し、ひとり当たりのパフォーマンスでもランキングを出すことにしています。データから学院間の差を知ることができる上、項目ごとを見て、国際交流がよくできていない学院もあれば、教学業務がうまくできていない学院もあるというように、各学院が自己の弱点や強みを知ることにも大いに役立っています。

#### 【スライド49～50】

さらに、我が校では、教学業務のみを単独で取り上げ、データに基づく考査を毎年実施しています。考査する事項は、学院の教学に関する経費の状況、管理状況、教学改革及び研究状況、教学基盤の確立状況などですが、主に教学実験室及び実習拠点の考査を行っています。さらに、教学成果も対象となります。例えば、教育部の教学指導成果賞における学院の受賞状況も対象となります。

私たちは評価結果を毎年公表しています。業績の優れた学院もあれば、そうでない学院もあります。そこで、我が校では、この評価が学院の取り組みの姿勢を反映しているものと考え、業績が優良な学院には奨励を授与し、業績の思わしくない学院にはそれなりの制限を加えることにしています。たとえそれが専門科目であっても、我が校としてはその課程を停止する処分を行うこともあります。

#### 【スライド51】

以上で私の発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

#### 司会（加藤）

李様どうもありがとうございました。それでは、今のご説明に対する質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。

## 質問者 1

李先生の大変包括的なお話に感銘を受けました。今日の大学において評価が重視されておりますひとつの要因は、大学の国際基準に適っているという、そのような目標に向かっていくことなのではないかと思うのですが、その際に国際基準であったり、あるいは国内で大学・行政・産業が一体化して、大学を向上させていくというようなことがあると思います。科学技術や理工系の場合には、それが非常にはっきりと目に見える要素があると思うのですが、人文科学、文科系の学問の場合に、その理系と文系の間に仮に差があるとしたら、その差を李先生の同済大学ではどのように認識され、どういった対応をなさっているのかということについて、李先生の最後の方のお話のグラフの中で学院によって違いがあるというようなことをお触れになっていらっしゃいましたが、その点について、もし同済大学の現状からお話を聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

## 李

いいご質問ですね。実際、我が校における学内評価により、それぞれの学科において、質に対する要求、育成のニーズ、評価指標の一部が異なることに気付きました。とりわけ、理系と文系、実際には医学系もありますが、これらの間には差異があります。ただし、違いが存在するとしても、基本的な要求は同じだと思います。たとえば、教員組織には一定の質と数が求められます。教授であれば、私たちが専門科目を開設する場合、文系・理系にかかわらず、まずは一定の学術レベルに達した教授であることが求められます。この要求はどの学科でも同じです。

異なる点は、その教授のレベルの高低を評価する基準なのです。理工系では科学研究、研究経費にかなりの比重が置かれることになるかもしれません。一方、文系にも研究や論文発表があります。よって、文系の教授に対し、その研究業務と学術レベルをいかに評価すべきか、また、評価基準はどうあるべきかについて意見を提出してもらっています。例えば、文系の教授は、国内外の機関誌にどのような論文を発表していればすなわち高水準だといえるかというようなことです。このようなお答えでよいでしょうか。

## 司会（加藤）

他にどなたかご質問はありますか。

## 質問者 2

先ほど教育部の任様が学科審査の基準、評価要素の問題について触れられましたが、このことは中国の各大学の評価業務に大きな促進作用があると感じています。もちろんそれはプ

ラスの影響です。それでは、この評価事業は学校にマイナスの影響をもたらすことはないのでしょうか。例えば、中高生の大学合格という目的のために、それぞれの中学高等学校が大学進学という指揮棒に振り回され、教育事業ですら大学進学のためのサービスとなる可能性はないのでしょうか。さらに、大学自身も教育委員会や教育部の指揮に支配され、独自の特性を失うことにはならないのでしょうか。もしくはノルマ指標達成のためとばかりに無理に不合理な業務を行うことにはならないのでしょうか。

同済大学は非常に知名度の高い大学です。とりわけ建築業界では中国でも最高水準です。さらにドイツ語教育も相当高いレベルです。もし大学全体が教育委員会に従うとすれば、教育委員会はおそらくどの学校に対しても統一の指標で評価するでしょうから、その指標に従うことは、先に述べた特色に対し影響が出るのではないかと思うのです。これがひとつの問題です。

また、先ほどの任様の講演において、資料のスライド23にありますが、博士課程のそれぞれの評価要素におけるウェイトが異なることを述べられました。博士課程では、学科研究の比重が0.25、教学及び育成が0.2ということですが、このような比重は博士課程ではほぼ半々であると思われます。この比率は、中国のどのレベルの大学であっても同一の評価基準であるべきでしょうか。研究を重点的に行う大学では、この科学研究の比重がより大きく、一方教学及び育成の比重は多少抑えられてもいいのではないのでしょうか。

日本では、大学院つまり中国の研究生院のことですが、研究に主力が置かれます。教育は二の次というわけです。あるいは、教育とは研究のための教育です。つまり大学院の教育業務は研究に資するためのものです。

要するに、この教育は、大学院のプロセスにおいて、とりわけ博士課程では、まさに研究のための業務だと言えます。しかしながら、任様の評価基準では、学科研究と教学指導の比重が基本的に同等となっています。このような問題に対して、同済大学ではどうお考えですか。教育部のこの評価基準に完全に則って考査を実施し、業務を配置するのでしょうか。それとも独自の配置があるのでしょうか。話が長くなりすみませんでした。ありがとうございました。お答えをいただければ幸いです。

李

ご質問はふたつの側面にまとめられると思います。ひとつめの側面は、教育部の評価が学校の運営特色に影響を及ぼすかどうか、また学校経営の主体性あるいは主導権に及ぶ影響に関してですね。この問題に関しては、我が校も詳細な研究を行い、研究報告書を作成しています。

先に述べたように、我が校では教学質保証システムを導入しています。我が校が作成したこの研究報告書は正式に出版されています。校内の多数の専門家を結集し制作にあたりまし

た。おそらく、彼らは現在の教育部の評価基準についてはあまりよく知らなかったようですが、最終的に我が校の研究結果により、人材育成の質を保証するには、最も重要な分野もしくは項目に目を向ける必要があることが分かりました。この点は、教育部が大学に対して行う評価あるいは評価ニーズと完全に符合するものです。

これはどういうことかといいますと、先ほど劉所長からも紹介がありましたが、この評価は、実際に多くの長期的研究により導き出された評価システムです。それゆえ、それには根拠があるのです。ですから、私たちの学校運営の主体性にはさしたる影響はないと思っています。私たちが行うべきこれらの業務は、実際に我が校自らが実施を希望したものです。1998年から始めたもので、同済大学の学生の育成の質を保証するためのものでもあるのです。1つ目の質問の回答になりましたでしょうか。

それでは2つ目の側面に移ります。我が校は研究型大学ではありますが、実際は、科学研究を教学業務と同等に重要な業務とみなしていると言えます。そういう意味で、科学研究業務も非常に重視しているのです。

この科学研究業務に関しては、私たち自身も実感があります。つまり、このような研究型大学では、教授は科学研究をより重視しています。なぜなら、科学研究と教学を比較した場合、第一に、科学研究が教授への評価に対しより直接的な影響を与えるからです。例えば、科学研究成果の実現や論文発表は、よりストレートに評価に繋がります。

第二に、科学技術研究はその他の間接的恩恵を受けることがあるからです。科学研究経費がその例ですが、研究費が出れば、好きな研究に打ち込むことができますので、教授はさらに科学研究を重視する結果になります。しかしながら、大学、とりわけ優れた大学としては、学生を育成することができなければ、その大学の存在意義を失ってしまいます。大学とは呼べなくなるでしょう。任副課長がおっしゃるように、それならいっそのこと研究機構に転身すればいい、という話になってしまいます。

同済大学がやはり大学であるからには、優秀な学生を育成するという責任を果たさなければならず学内では、教学と科学研究を同等に重要なものとして捉えています。科学研究が教授にとってより魅力的であるからこそ、研究型の大学では、教学評価の重要性がより明確に示されるのです。仮に、この評価方法がなければ、教授陣の教学指導離れがより深刻になり、学生指導にも大きな影響が出てしまうことでしょう。以上、2つの側面からお答えいたしました。

#### 司会（加藤）

ありがとうございました。他にどなたかいらっしゃいますか。

### 質問者3

大学の内部の教育の質保証のためには、FD、教員の教授法の向上を図るディベロップメントが必要であると思うのですが、同済大学では何かそういう企画やプログラムをなされているのでしょうか。特に今日私が聞きたいのは、新しく大学の教員になった新任の先生方に対する教授法や教授技術に関する何らかの講習会や研修会などの企画があるのでしょうか。

### 李

今のご質問を正確に把握できているかどうかわかりませんが、新任教員に関しては次のような問題があります。新採用の教員として同済大学に赴任した人間が、教学の経験もないままに優れた教師になるのは難しいという問題です。たとえ自身の研究では成果を修めていてもそうです。現在、同済大学の教員採用にはひとつの基本的条件があります。たとえその人物が博士学位を取得していても、優良な研究者としてのトレーニングを積んでいても、教学指導経験がなければ、すぐに優れた教学指導ができるとは限らないわけですから、我が校には新任教員向けの条件があるわけです。まず1つ目の条件として、新任教員教育訓練を受けてもらわなければなりません。この新任教員教育訓練において最も重要なことは、新任教員に教授法を知ってもらうことです。私たちは、教学指導の分野で豊富な経験を持つベテラン教授を招へいし、新任教員教育訓練を担当してもらっています。

2つ目の条件として、新任教員には、正式に教壇に立つ前にデモ講義を行ってもらうことになっています。このデモ講義は2段階に分かれており、学院内の審査でパスした後、学校が派遣する専門家の審査を最終的にパスしなければなりません。このデモ講義に合格した教員だけに正式な採用許可証が発行されます。実際、この採用許可証とは、主要なカリキュラム教育を担当できるというひとつの資格なのです。こうした方法を通じて新任教員の教育指導の管理を行っています。

### 司会（加藤）

ありがとうございました。それでは、予定の時間になりましたので、以上で質疑応答を終了させていただきたいと思います。李様、ありがとうございました。

### 李

どうもありがとうございました。